

2 欠席・遅刻・早退・忌引き等について

(1) 学校への連絡

正当な理由なく欠席、遅刻、早退、欠課をしない。

欠席・遅刻する場合の連絡方法は、保護者からの絆ネットの登録もしくは電話を原則とする。なお、考査中は、絆ネットの登録の利用を避け、電話連絡をし、学校からの諸連絡を受ける。メールの場合は8時20分、電話の場合は8時30分までに行う。

(2) 遅刻（5分前登校指導と本遅刻）

ア 5分前登校

8時35分チャイム終了までに昇降口を通過する。

イ 本遅刻

8時40分チャイム終了までに教室に入れないとき（登校していても入室が遅れた場合を含む）が対象となる。

職員室で手続きを行い、遅刻届を教科担任に提示して、入室許可を得る。

ウ 度重なる遅刻をした者は、学年会・生徒指導部の指導がある。その際、状況に応じては、保護者に来校を依頼することもある。

(3) 早退

早退する場合は、担任の許可を得る。

健康上の理由の場合は、養護教諭の指導に従う。

家に着いたら、学校への電話連絡を可能な限り保護者に依頼する。

(4) 忌引

次の日数の範囲内とする。欠席扱いとはならないが、授業は欠課の扱いとなる。

ア 父母の死亡…………… 7日

イ 兄弟姉妹、祖父母の死亡…………… 3日

ウ おじ、おば、曾祖父母の死亡…………… 1日

エ 父母の法事…………… 1日

(5) 出席停止

次の場合は、欠席扱いとはならないが、授業は欠課の扱いとなる。

ア 感染症に罹患した場合

（該当する感染症については、本校HPにある感染症一覧を参照する。）

（後日、本校HPにある様式を利用して「出席停止届」を提出する。）

イ 大学受験及び就職試験の場合

ウ 交通途絶・災害発生時

エ 校長が命じた場合

オ ラーケーションの日（1週間前までに手続きをする。）

3 携帯電話等について

朝のST～帰りのST間は、電源を切ってカバンの中にしまう。ただし、教科担任の指示によって使用が認められた場合は除く。